

1. 熊本市宿泊税検討委員会の概要

- 熊本市附属機関設置条例第2条に基づく市長の附属機関
- 本市における宿泊税の導入に関する事項を審議するもの
- 学識経験者、旅行団体、宿泊団体、経済団体の9名で構成

2. 審議の経過及び今後の予定

(1) 会議の開催状況

開催回	開催日	議事
第1回	令和5年(2023年)10月31日(火)	・観光振興の重要性・財源確保の必要性について ・観光振興のための財源の検討について ・アンケート調査について
第2回	令和6年(2024年)1月18日(木)	・宿泊事業者及び旅行者へのアンケート調査結果について ・事例等を踏まえた宿泊税の使途について ・事例等を踏まえた宿泊税の制度について
第3回	令和6年(2024年)2月7日(水)	・事例等を踏まえた宿泊税の検討について
第4回	令和6年(2024年)3月7日(木)	・熊本市宿泊税検討委員会における議論の総括について ・熊本市における宿泊税の導入について

(2) 各委員からの主な意見

観光振興の重要性・財源確保の必要性について	
	コロナ禍でダメージを受けた観光需要が回復傾向にある中、スピード感を持って観光振興に取り組む必要がある。
	積極的な観光施策を継続的に展開していくため、観光振興を目的とした安定的な財源を確保する必要がある。
観光振興のための財源の検討について	
	財源の規模や安定性の確保、受益と負担の観点などに留意し、最も合理的な手段を選択する必要がある。
事例を踏まえた宿泊税の使途について	
	熊本市観光マーケティング戦略に基づく事業に優先順位を設けて充当することが望ましい。
	使途を明確化し、新規事業及び既存事業の拡充を中心に充当し、既存事業への単純な振替をしないことが望ましい。
	宿泊税を活用した事業について、適切な効果検証を行う必要がある。
事例等を踏まえた宿泊税の制度について	
	宿泊事業者の事務負担軽減と宿泊者へのわかりやすさを重視して、簡素な制度が望ましい。
	税率は一律定額とし、「免税点※1」や「課税免除※2」は設けないことが適当ではないか。
	公平性の観点から、課税客体は民泊施設を含めた宿泊施設への宿泊行為とすることが適当ではないか。
	宿泊事業者の事務負担を考慮し、特別徴収交付金制度を導入することが望ましい。 また、システム改修等の初期投資に係る負担を考慮し、助成金制度を導入することが望ましい。
熊本市における宿泊税の導入について	
	熊本市の持続的な発展に向けて観光振興への取組を継続していくための財源として、宿泊税の導入に向けて具体的な検討を進めていくことが望ましい。ただし、導入への様々な課題について十分に検討し、拙速な導入とならないように対応していくことが必要である。
	宿泊事業者や宿泊者の理解を得ることが重要であり、宿泊事業者への丁寧な説明や制度の周知広報に努める必要がある。また、宿泊事業者の事前準備や、旅行者への周知に必要な期間を十分確保する必要がある。
	熊本県と引き続き連携、調整を行いながら丁寧に進めることが望ましい。

※1 免税点:宿泊料金が一定額未満の宿泊を非課税とすること。
※2 課税免除:修学旅行生等の特定の範囲や対象を非課税とすること。

(3) 今後の予定

第5回会議(令和6年(2024年)3月27日開催予定)において、検討委員会としての審議結果をとりまとめ答申予定